

全労済協会だより

vol.47

CONTENTS

- 保険業法の改正に関するお知らせ 1
- 保険法施行に伴う団体向け共済の主な変更点 1
「保険契約者等の利益の保護」を主な目的とした「保険法」の新制定(平成22年(2010年)4月1日より)における問合せに関するポイントについてご案内します。
- 2010年度公募委託調査研究の採用決定
について—8件の採用を決定 3
2010年度は「絆の広がる社会づくり」をテーマに、公募委託調査研究の募集を行いました。
8件の採用を決定しましたのでご紹介いたします。
- 全労済協会からのお知らせ 4
●当面のスケジュール

保険業法の改正に関するお知らせ

1. 保険業法の改正ポイント

2005年の保険業法改正に伴い、共済事業を続けることが難しくなっている公益法人などを救済するための改正保険業法が11月12日午前の参議院本会議において全会一致で可決され、成立しました。

2005年の改正時に共済事業を行っていた根拠法のない共済団体は、一定以上の資産保有などを条件に「特定保険業者」として認可され、業務を継続できるようになります。

改正法は、事業継続の条件として、社団法人か財団法

人に移行し、財務基準や資産運用について国の監督を受けることを求めています。また施行後5年をめどに規制を見直し、共済事業のあり方を改めて検討することとされています。

2. 全労済協会の対応関係

保険業法改正については全労済協会の事業運営にとって大きな影響があると予測されたため、国会の審議状況を見極めながら対応を図っていくことが、理事会で確認され、対応を進めてまいりました。

保険法施行に伴う団体向け共済の主な変更点

ご存知とは思いますが、「保険契約者等の利益の保護」を主な目的とした「保険法」が新たに制定され、平成22年(2010年)4月1日より施行されております。

既に半年以上経過しておりますが、「全労済協会の共済は新しい保険法の対象になるのか?」といった趣旨の問合せをいただくことがあるため、下記にポイントを記載いたします。

■ 保険法について

保険法は保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間に、保険契約における関係者の権利義務等が定められています。

従来は「商法」の中で規定されており、100年近く改正されておりました。今回、「商法」の保険契約に関する規定が全面的に見直され、独立した法律となりました。

当会の共済も保険法の対象となります。

保険法改正により、当会の共済の取扱いが変更となるポイント

(1) 告知制度

今までの「自発的申告義務」から、「質疑応答義務」(重要な事実のうち当会から質問された事に対して答えるべき義務)に改められました。

(2) 重大事由による解除

故意に共済事故を起こしたり、共済事故を装って不正に共済金等を請求する等、当会との信頼関係が損なわれ、その共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、当会は共済契約を解除する事ができます。

(3) 共済金の支払時期

適正かつ迅速な共済金の支払を実現する趣旨から、支払時期に関する規定が設けられました。共済金の支払にあたって、ご提出いただいた書類のみでは支払事由の有無等の判断ができない場合、警察や医療機関等へ事実の確認や照会を行うことがあります。従来の規定では、これらの確認等が終了した時点で共済金等の支払をするのみ定められていましたが、支払時期に関する規定が保険法に新設されたことを受けて、確認等が必要な場合の支払時期を具体的に定めました。(詳細は「ご契約のしおり」等を参照下さい)

(4) 重複契約

同一目的物に複数の損害保険(共済)が締結された重複契約について、従来の共済金を按分して支払う方法に加えて、独立責任全額支払の考え方が追加されました。独立責任金額支払の場合には、各保険会社は按分支払せず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負う事になります。但し、損害額を超過して複数の保険会社から保険金を受け取る事ができません。当会では、按分支払をしない方式(独立責任額全額方式)を導入しております。

(5) 消滅時効

共済金・返戻金等を請求する権利を行使しない状態が一定期間継続するとその権利は消滅します。これまでは、共済金請求権の時効は2年としていましたが、保険法が制定された事により3年となります。

(6) 被保険者の同意

保険法では、死亡保険契約において、契約当事者以外の者を被保険者とする契約については、被保険者の同意がなければ効力を生じないものと規定されました。

すでに発効済みの共済契約に関する経過措置

保険法は、原則として保険法施行以降に締結された契約をその適用対象とします。従って、現在すでにご加入いただいているご契約については、更新までの間は原則として保険法は適用されないこととなりますが、「共済金の支払時期」、「重大事由による解除」はすでにご契約いただいている契約についても2010年4月1日から保険法が適用されます。

(慶弔(自治体提携用)共済については、すべて2010年4月1日から適用されます。)

2010年度公募委託調査研究の採用決定について—8件の採用を決定

全労済協会では、2010年度は「絆の広がる社会づくり」をテーマに、6月から8月にかけて公募委託調査研究の募集を行い、幅広い分野から34件の研究のご応募をいただきました。

当協会において、

①全労済協会の事業の目的と内容に沿った研究であること、

②先駆的な研究であること、

③現状分析にとどまらず何らかの提言を示す研究であること、

などの基準で選考を実施しました。

その結果、今回は以下の8件を採用させていただくことになりましたのでご紹介いたします。

2010年度公募委託調査研究 採用研究 [採用研究者の五十音順、敬称略]

■「非自発的孤立・無縁ゼロ社会創成のためのセーフティネット設計」(共同研究)

【代表研究者】赤井 研樹(大阪大学社会経済研究所特任研究員)

【研究趣旨】

本研究では、非自発的孤立・無縁ゼロ社会創成のためのセーフティネット設計を目的とする。社会からの孤立は社会的動物としての人間に様々な機能障害を引き起こし、社会不安を助長する。これを防ぎ、

安心・安全な社会を創成するために、本研究では、1) 孤立に至る要因の解明、2) 人が持つ社会的繋がりに対する支払い意欲の金銭的評価、3) 非自発的孤立・無縁者を救済し、その潜在的予備軍を防止するための社会保障制度の検証を行う。

■「福祉NPOと住民自治組織の連携システムに関する研究」

【代表研究者】栗本 裕見(大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員)

【研究趣旨】

本研究では、福祉NPOと住民自治組織との連携について、その実態と可能性を明らかにする。三重県を主たる対象地域として、①福祉NPOに対するネットワーク形成に関する質問紙調査、および②社会

福祉協議会を中心とした地域福祉推進ネットワークと住民自治組織の関係についての事例研究を中心に、財政危機の中での公共サービス生産のあり方と、地域でのセーフティネット構築について論ずる材料を提供したい。

■「インターネット上の社会関係資本に基づく地域社会政策」

【研究者】軍司 聖詞(早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程)

【研究趣旨】

本研究では、インターネット上の紐帯が伝統的地域的な地域社会の絆に代替してきている今日、絆の広がる社会づくりにはネット上の社会関係研究が不可欠であるという認識から、インターネット上の社会関

係資本に基づく地域社会政策を構想する。具体的には、ネットリサーチによってネット上で絆を広げる人々の特性や情報環境ないし情報行動を確認し、またネットコミュニティが現実の地域社会に影響を与えた事例調査を検証していく。

■「退職後勤労者の家族および近隣との『つながり』と高齢期の健康状態に関する調査研究」

【研究者】清野 薫子(東京医科歯科大学大学院国際保健医療協力学分野助教)

【研究趣旨】

本研究では、「健康都市」プログラムに取り組む首都圏の自治体の協力を得て、地域において高齢期をむかえている退職後勤労者を対象に調査を行う。そして、家族や地域とのつながりを数量的に評価し、健

康状態、医療・介護ニーズ、生活支援ニーズを指標化して、相互の関係を分析する。以上により、退職後の高齢期の健康を支える社会の絆としての人間関係の構築とそれをはぐくむ地域づくりへの提言を行う。

■「地域防災における相互扶助のあり方に関する研究」

【研究者】照本 清峰（和歌山大学地域連携・生涯学習センター、防災研究教育センター特任准教授）

【研究趣旨】

本研究では、巨大地震発生後の避難対策に焦点をあて、地域の防災上の課題とリスクコミュニケーションの効果の評価するとともに、それらをもとに地

域防災力を高めるための計画内容と策定方法のあり方を示すことを目的とする。本研究は、住民・行政機関との協同による地域の災害時における相互協力体制のルールづくりに関する実践的活動を通じて実施する。

■「若者のキャリア形成における社会関係の役割 -女子大生の将来展望と重要な他者」

【研究者】土岐 智賀子（立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程）

【研究趣旨】

本研究では、大学生という職業キャリア初期（探索期）における社会関係の影響を検討する。対象を日本の女子大学生とし、彼女たちの社会関係の特徴と、社会関係と将来展望との関連、将来展望・キャリア形

成に関する重要な他者（ロールモデルと適切な支援者）の重要性と出会いの場について実証的に明らかにする。そのことを通して若者に対する適切な自立支援、社会的な絆のあり方とはどのようなものかを検討する。

■「地域通貨を活用した地域ドックによる地域社会の活性化」(共同研究)

【研究代表者】西部 忠（北海道大学大学院経済学研究科教授）

【研究趣旨】

本研究では、地域社会の現状を多面的に把握し、その改善に向けた処方箋を提示するため、地域通貨を活用した「地域ドック」の手法を導入し、総合的かつ内発的な地域診断手法の確立を目指す。また、そ

の診断結果を地域住民にフィードバックすることにより、各地域の特性を活かした地域社会の活性化の方策を住民自らが見いだすことを支援するとともに、その一つの手段である地域通貨の運営方法についても提言する。

■「協力し合う組織文化の評価とその構築によるメンタルヘルス疾患一次予防の検討」

【研究者】和田 耕治（北里大学医学部衛生学公衆衛生学講師）

【研究趣旨】

本研究では、企業において労働者の間の絆を広げるための大前提となる「協力し合う組織文化」の現状を評価する指標と、改善を推進するために必要な対策を明らかにするツールを作成し、メンタルヘルス

関連疾患の一次予防を行うことを目的とする。協力し合う組織は、自然発生的にできるわけではなく、様々な介入を必要とする。質問票調査の分析結果に基づいてツールを作成し、実際に企業において介入を試行して効果を検討する。

（文責：調査研究部）

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
12月22日(水)	第31回評議員会(於:ホテルサンルートプラザ新宿)	新法人移行に向けた基本方針の見直しに関する件
12月22日(水)	第126回理事会(於:ホテルサンルートプラザ新宿)	新法人移行に向けた基本方針の見直しに関する件

年末年始休業日：2010年12月30日(木)～2011年1月3日(月)

全労済協会だより vol.47 2010年12月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenroaikyoukai.or.jp>